

令和4年(行ウ)第3号
公有地無償貸与取消請求事件

令和4年5月19日

津地方裁判所 御中

〒510-0242

三重県鈴鹿市

原告代表 佐倉 邁

〒510-0254

三重県鈴鹿市

原告 内田 信也

〒510-0226

三重県鈴鹿市2

原告 橋詰 圭一

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

被告 前三重県知事 鈴木 英敬

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

被告 三重県知事 一見 勝之

準備書面(2)

1、本件紛争の原因は、三重県立都市公園鈴鹿青少年の森(以下、「公園」と省略する。)の5ヘクタールの広大な土地と自然林を破壊し、民間のサッカー場を建設する県の政策にあります。

2、前記の政策は株式会社アンリミテッド(以下、アンリミテッドと略称する)と株式会社ノーマーク(以下ノーマークと略称する)に無償で公園土地を貸与し、公園機能を破壊する許可を与えた政策であります。

3、前記公園にサッカー場を建設することは、多数の(現時点でサッカー場建設反対

署名者一万人を超える)老若男女の公園利用者を犠牲にして一営利業者アンリミテッドの利益を図る不合理で公正を欠く政策であり、この政策決定にあたり、被告は公園利用者に諮らず、県議会にも諮らず、民主的政策決定の手順を踏まず知事・被告の独断で公園を破壊するサッカー場建設の開発許可をアンリミテッドに与えたのであり、公園利用者に諮らず合意もなく公園破壊を被告が決定したことは、公園利用者の権利を侵害する非民主的な政策であり日本国憲法に違反する政策であり、憲法違反の開発許可は無効であり、このサッカー場建設に公益性は微塵も認められないのであります。

4、日本国憲法は民主主義を基本原理・原則と定めており、憲法前文に主権在民の原則が明記されているのであります。

5、主権在民とは国の政治の主権が国民にあるということであり、政治の政策決定を決める権利は国民にあるということでもあります。

従って地方行政においても、地域住民は地方行政の政策決定を行う主権者であることは明白であります。

6、政治家は国民・主権者が選挙で選出して政治を委託したものであり、公務員も同様に主権者から行政を行うことを委託したもので、委託したことは主権者が主権を放棄して政治家、公務員に従属することではなく、政治家、公務員が違法を働いた時はこれを正す責任と権利・義務をもつものであります。

7、従って、政治家、公務員は日本国憲法である民主主義の原理原則に従い公正平等の原則の下、国民全体への奉仕者として法律に基き職務専念義務(国家公務員法第96条、地方公務員法第30条に公務員のサービスの原則として「すべて職員は、公共の利益のために勤務し、且つ職務を行うに当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」)を負うと規定されているのであります。

8、職務専念義務を果たすということは公職者の職責としてコンプライアンス(法令に基づく行政)、アカウンタビリティ(法令根拠に基づく政策説明責任)が求められており、本件、紛争の原因となる、公園を破壊して5ヘクタールの広大な公共用地を営利業者アンリミテッドに無償で貸与し公園利用者に損害を与える政策が合法である根拠を示し公園利用者に説明することが公職者の職責であります。

9、然るに、被告は原告等多くの公園利用者(主権者)が被告に幾度も面談を求め政策決定の法的根拠の説明を求めましたが、被告は面談を拒否し、説明を行わないこ

とは、正当な法的根拠が無く説明ができないことを示しているもので、公園を破壊してアンリミテッドに無償で公有地を提供したことは違法で無効であることを被告は自ら証明しているのです。

10、さらに、公園破壊のサッカー場建設が違法であることを示しているのは被告の答弁書である。

この答弁書は本件紛争の原因である被告の公園利用者・主権者の権利侵害であるという原告の主張に対し、法を根拠に反論するのではなく、長大な文書を積み上げただけで、肝心の争点である被告の公園破壊、営利業者への公共用地無償貸与政策が合法である証拠となる文面は長大な書面には存在しないのであり、このような膨大な書面をもってしても見当違いの書面では被告の政策が正しいという立証は成しえないのであります。

本来、憲法・法律に精通している公職者が自ら決定した政策が合法であることを明確に立証できないこと自体、違法であることを立証しているのです。

11、以上述べたとおり本件訴訟の原因である公園破壊のサッカー場建設政策は非民主的意思決定による違法な政策であり、且つ主権者の権利侵害の憲法違反の政策であり、アンリミテッドに与えた公有地無償提供によるサッカー場建設許可は無効であることは明白であります。

依って、公園の大切なかけがいのない自然破壊を緊急に防ぐため直ちに公園破壊のサッカー場建設は違法無効であるとの判決を求めます。

以 上